

## 地域型保育事業の認可基準について

○国は、地域型保育事業として、以下の4類型を考えています。

1. 小規模保育事業（定員6～19名）A型：分園型、B型：中間型、C型：グループ型
2. 家庭的保育事業（定員5名以下）
3. 事業所内保育事業
4. 居宅訪問型保育事業

○本資料では、これらの事業に係る国の事業案（対応方針案）と、類似する区事業の基準を比較しています。なお、国の基準は現時点での案であり、今後、変更となる場合があります。

### 1 小規模保育事業

#### (1) A型（分園型）

	国基準案（対応方針案）	区基準【認可保育所分園】
<b>職員数</b> 【従うべき基準】	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 +1名	0歳児 3:1 1歳児 5:1 2歳児 6:1 +1名 <u>（定員90名以下）</u>
<b>職員資格</b> 【従うべき基準】	保育士 <u>※0～2歳児を4名以上受入れる場合、保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可</u>	保育士
<b>保育室</b> 【参酌すべき基準】	設備:0・1歳児 乳児室／ほふく室 2歳児 保育室 屋外遊戯場 <u>※付近の代替地可</u> 面積:0・1歳児 1人3.3 m <sup>2</sup> 2歳児 1人1.98m <sup>2</sup> 屋外遊戯場 1人3.3 m <sup>2</sup> (2歳児)	(同左)  0歳児 1人 5.0m <sup>2</sup> 1歳児 1人 3.3m <sup>2</sup> 2歳児 1人1.98m <sup>2</sup>
<b>給食</b> 【参酌すべき基準】	調理:自園調理 <u>※連携施設等からの搬入可</u> 設備:調理設備 職員:調理員 <u>※連携施設等から搬入を行う場合不要</u>	自園調理 <u>※2歳児以下は搬入不可</u>  (同左)  調理員 <u>※調理を全部委託する場合は、配置しなくても可</u>
<b>耐火基準</b> 【参酌すべき基準】	保育室等を2階以上に設置する場合は、耐火・準耐火建築物 また、次の設備を設置 ・消火器具 ・非常警報器具 ・乳幼児の転落事故防止設備	次の施設・設備を設置 非常警報設備、消防機関火災通報設備及び可燃性物品の防災処理 保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物 また、次の施設又は設備を1以上設置 ・常用屋内階段・屋外階段 ・避難用屋内階段・屋外階段 ・待避上有効なバルコニー
<b>連携施設</b> 【参酌すべき基準】	設定が必要 <u>※平成31年度末まで経過措置あり</u>	なし
<b>嘱託医</b> 【参酌すべき基準】	嘱託医 <u>※連携施設と同一の嘱託医可</u>	嘱託医(配置しなくても可)

## (2) B型 (中間型)

	国基準案 (対応方針案)	区基準 【小規模保育事業 (東京スマート保育)】
職員数 【従うべき基準】	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 +1名	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 +1名以上
職員資格 【従うべき基準】	保育士 <u>5割以上</u> (保育士以外には研修実施) ※0～2歳児が4名以上の場合、保健師又は看護師のうち1人のみ保育士とみなす	保育士 <u>6割以上 (施設長を除く)</u> (施設長は専任、継続6年以上保育経験) ※保健師、助産師及び看護師は、保育士に準ずる者とみなす
保育室 【参酌すべき基準】	設備:0・1歳児 乳児室/ほふく室 2歳児 保育室 <u>屋外遊戯場 ※付近の代替地可</u>	0・1歳児 乳児室/ほふく室 2歳児 保育室
	面積:0・1歳児 1人 3.3 m <sup>2</sup> 2歳児 1人 1.98m <sup>2</sup> <u>屋外遊戯場 1人 3.3 m<sup>2</sup>(2歳児)</u>	0・1歳児 1人 3.3 m <sup>2</sup> 2歳児 1人 1.98m <sup>2</sup>
給食 【参酌すべき基準】	調理:自園調理 <u>※連携施設等からの搬入可</u>	自園調理
	設備:調理設備	(同左)
	職員:調理員 <u>※連携施設等から搬入を行う場合不要</u>	調理員 <u>※給食業務を第三者に委託し、施設内の調理室を利用する場合配置しなくても可</u>
耐火基準 【参酌すべき基準】	保育室等を2階以上に設置する場合は、耐火・準耐火建築物 また、次の設備を設置 ・消火器具 ・非常警報器具 ・乳幼児の転落事故防止設備	次の施設・設備を設置 保育所は耐火・準耐火建築物 <u>保育室等は特別な理由がない限り1階に設置し、非常口は、火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置</u> 保育室等を2階に設置する場合は次の施設又は設備を1以上設置 ・常用屋内階段・屋外階段 ・避難用屋内階段・屋外階段 ・待避上有効なバルコニー
連携施設 【参酌すべき基準】	設定が必要 <u>※平成31年度末まで経過措置あり</u>	なし
嘱託医 【参酌すべき基準】	嘱託医 <u>※連携施設と同一の嘱託医可</u>	嘱託医

(3) C型 (グループ型)

	国基準案 (対応方針案)
職員数 【従うべき基準】	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
職員資格 【従うべき基準】	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) ※補助者は、研修を修了した保育士、保育士と同等以上と区市町村長が認める者
保育室 【参酌すべき基準】	設備:0・1歳児 乳児室/ほふく室 2歳児 保育室
	面積:0・1歳児 1人3.3 m <sup>2</sup> 2歳児 1人1.98m <sup>2</sup> 屋外遊戯場 1人3.3 m <sup>2</sup> (2歳児)
給食 【参酌すべき基準】	調理:自園調理 ※連携施設等からの搬入可
	設備:調理設備
	職員:調理員 ※連携施設等から搬入を行う場合不要
耐火基準 【参酌すべき基準】	保育室等を2階以上に設置する場合は、耐火・準耐火建築物 また、次の設備を設置 ・消火器具 ・非常警報器具 ・乳幼児の転落事故防止設備
連携施設 【参酌すべき基準】	設定が必要 ※平成31年度末ま経過措置あり
嘱託医 【参酌すべき基準】	嘱託医 ※連携施設と同一の嘱託医可

## 2 家庭的保育

	国基準案（対応方針案）	区の現状【家庭福祉員制度】
職員数 【従うべき基準】	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)	(同左)  <u>保育専用室を2階に設ける場合は、2:1</u> (補助者を置く場合、4:2)
職員資格 【従うべき基準】	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)  ※補助者は、研修を修了した、保育士、保育士と同等以上と市町村長が認める者	<u>保育士、教員、助産師、看護師</u> <u>育児経験又は3年以上の保育経験</u> <u>杉並区内に居住する者</u> <u>満25歳から満62歳まで</u> <u>現に6歳未満の児童を養育していないこと</u>
保育室 【参酌すべき基準】	設備: 保育を行う専用居室  面積: 保育室 1人3.3㎡ ※部屋自体は9.9㎡ 同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭 ※付近の代替地可 1人 3.3㎡(2歳児)	保育を行う専用居室  保育室 1人3.3㎡ ※採光及び換気がよい 部屋 ※部屋自体は9.9㎡ 遊戯に適する広さの屋外遊戯場 ※付近の代替地可
給食 【参酌すべき基準】	調理: 自園調理 ※ <u>連携施設等からの搬入可</u>	家庭福祉員と保護者が希望した場合、自園調理
	設備: 調理設備	衛生的食物を提供し得る設備
	職員: 調理員 ※保育を行う子どもが3人以下の場合、家庭的保育補助者で対応可	※自園調理の場合、保育とは別に給食補助者
耐火基準 【参酌すべき基準】	基本的に保育所に準じた上乘せ規制なし	次の施設・設備を設置 ・ <u>2方向の避難経路の確保されている施設</u> ・ <u>避難設備が確保されている施設</u> ・ <u>保育専用室を2階以上に設置する場合は、耐火・準耐火建築物</u>
連携施設 【参酌すべき基準】	設定が必要 ※ <u>平成31年度末まで経過措置あり</u>	なし
嘱託医 【参酌すべき基準】	嘱託医 ※ <u>連携施設と同一の嘱託医可</u>	児童の健康管理のため、医師に委託 (健康診断を年2回実施)

### 3 事業所内保育事業

	国基準案（対応方針案）								
職員数 【従うべき基準】	定員 20名以上 保育所と同様 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">0歳児</td> <td style="padding: 0 5px;">3:1</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">1・2歳児</td> <td style="padding: 0 5px;">6:1</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">3歳児</td> <td style="padding: 0 5px;">20:1</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">4・5歳児</td> <td style="padding: 0 5px;">30:1</td> </tr> </table>	0歳児	3:1	1・2歳児	6:1	3歳児	20:1	4・5歳児	30:1
0歳児	3:1								
1・2歳児	6:1								
3歳児	20:1								
4・5歳児	30:1								
職員資格 【従うべき基準】	定員 19名以下 小規模保育事業(A型、B型)と同様								
保育室 【参酌すべき基準】	設備:0・1歳児 乳児室/ほふく室 2歳以上児 保育室 屋外遊戯室 ※付近の代替地可								
	面積:乳児室 1人 1.65 m <sup>2</sup> 保育室 1人 1.98m <sup>2</sup> 屋外遊戯場 1人3.3 m <sup>2</sup> (2歳児)								
給食 【参酌すべき基準】	調理:自園調理 ※連携施設等からの搬入可								
	設備:調理設備								
	職員:調理員 ※連携施設等から搬入を行う場合不要								
耐火基準 【参酌すべき基準】	小規模保育事業を踏まえ、検討								
連携施設 【参酌すべき基準】	設定が必要 ※平成31年度末まで経過措置あり								
嘱託医 【参酌すべき基準】	嘱託医 ※連携施設と同一の嘱託医可								

#### 4 居宅訪問型保育事業

	国基準案（対応方針案）
職員数 【従うべき基準】	0～2歳児 1:1
職員資格 【従うべき基準】	研修を修了した、保育士、保育士と同等以上と区市町村長が認める者
保育室 【参酌すべき基準】	—
	—
給食 【参酌すべき基準】	—
	—
	—
耐火基準 【参酌すべき基準】	—
連携施設 【参酌すべき基準】	一律に設定しない
嘱託医 【参酌すべき基準】	—